

国内における「少年大会特別規定」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規定に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
2. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。

第27条（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬時的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐた

めに、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。

(注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。

4. 「無理な巻き込み技を施すこと。」関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。」関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け（重大な違反）

2. 「「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。」関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

3、本規定の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、常務理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正 平成27年6月1日より施行する。

平成27年11月30日 申し合わせを特別規定として改正し、施行する

【投技】

- ・尻餅から押し込んでゴロンといった場合は最高でも「有効」か？
⇒ 「一本」になるケースは無いだろうが、速さ・強さ・コントロールで判断すればいい。
- ・逆回転の一本背負いは必ず「技あり」以下となるのか？
⇒ ローリングして投げた技の一例として説明したもので、俗称「韓国背負い」のように反対側に投げた技でも「一本」の定義に合致していれば「一本」を与える。
- ・「有効」のスコアが出たが、審判委員が映像を確認した時に、明らかに腹這いと確認した場合、訂正するのか？
⇒ 主審・副審が明らかに判断ミスを起こした場合、審判委員の責務として、試合を止め、主審を呼び意見し、再確認の合議を指示しなければならない。その目的は誤審を避けるためであり、映像を使ったケアシステムの導入は審判委員の責務遂行の強化のためでもある。審判委員の意見、映像の事実が主審に告げられた後、主審・副審はそれらを参考とし合議の上で最終判断を決定する。

【罰則】

- ・両者が同時に「指導」4回を与えられることはあるのか？その場合試合はどうか？
⇒ 「両者反則負け」の場合は、そこからゴールデンスコア方式による延長戦で勝敗を決する。延長戦中に「両者指導4」となった場合は「両者反則負け」となる。
- ・相手の技をかわすために両足が場外へ出て、そのまま場内に戻らないでいた場合は「指導」か？
⇒ 技の攻防で片方の選手が場外へ出て一連の動きが止まった場面で「待て」とし、ペナルティとはならない。
- ・片手で投げる意志のない袖釣込腰を連続して掛け続けた場合は「指導」か？
⇒ 技が効いているのか、偽装かを見分けること。組み際に繰り返して掛けるが、技として効いてなければ偽装攻撃で「指導」である。あるいは、積極的に組みに来ようとする相手の組手を妨げるような虚偽の攻撃であれば、取り組まないで「指導」を与える。
- ・両手で相手の釣り手を切ろうとしたが、きれなかった場合も「指導」なのか？
⇒ 切れなかった場合は、「罰則」とはならない。
- ・両手を使って相手の組手を切ったと同時にかけた技は有効か？
⇒ 両手で切った時点で「待て」、「指導」となる。
- ・袖口に指をいれて素早く技をかけることは「指導」になるのか？
⇒ ピストルグリップ、ポケットグリップなど「直ちに」攻撃すれば問題ないが、その後持ち続けていれば「指導」となる。
- ・けんか四つの場合に相手の釣手を叩く行為は「指導」となるのか？
⇒ 自身の釣り手は組んだまま、相手の釣り手を叩き、ずらす行為は「指導」ではない。相手の釣り手を叩きながら、自身も釣り手を離し、相手と完全に離れてしまえば「指導」となる。
- ・相手の柔道衣の裾を持つのはどうか？
⇒ 帯から出ている裾は持っても良いが、直ぐに攻撃しなければ「指導」となる。
- ・故意に関節を極めて「袖釣込腰」を掛けたために相手が負傷した場合はどうか？
⇒ 故意に関節を極めて「袖釣込腰」を掛けた選手の「反則負け」となる。
* 国際柔道連盟試合審判規定（和訳・ガイド付き）禁止事項罰則 附則 2. 反則負け参照

【寝技】

- ・寝技において、ピストルグリップで握ることは「反則」か？
⇒ 寝姿勢での禁止事項に相手の裾口、袖口に関する規定はあるがピストルグリップについては無い。「反則」ではない。
- ・延長戦で「抑え込み」宣告後 10 秒で決着するところを、そのまま「抑え込み」を続けたら、抑え込んでいる選手が「絞技」によって「参った」または「落ちた」場合はどう判定するのか？
⇒ 抑え込んでいる選手が技を解かない限り 20 秒(一本)まで試合は継続される。試合継続中に「参った」もしくは「落ちた」のであるから絞めた選手の「一本勝ち」となる。
- ・「絞技」によって選手が落ちた場合はドクターを呼ぶこととなっているが、活を入れる対応はどうか？
⇒ IJF ではドクターを呼ばなければならない。審判員の活法などの対応は、大会での申し合わせで事前に取り決めることが望ましい。
- ・副審は「寝技」に対して「待て」を要求してはならないのか？
⇒ 一番近い距離で主審が見ているので、概ね主審の判断にまかせる方が望ましい。しかし長く攻防がない、一方の選手が試合時間の経過を狙って寝姿勢にいるなどの場合、副審から「待て」を要求しても構わない。
- ・掛け逃げをした選手が抑え込まれたが、5 秒～9 秒以内に逃れた場合、掛け逃げの「指導」を与えるか？
⇒ 「指導」を与える。もし、「抑え込み」が継続されスコアとなる場合は、スコアを優先する。

【場内外】

- ・選手 A が押して場内にいて、押された選手 B のみが場外へ出た場合はどちらに「指導」を与えるのか？
⇒ 押した選手の両手が伸びきっているなど、明らかに押し出した場合は押し出した A に「指導」を与える。少し圧力を掛けられたが何の抵抗をすることなく B が場外へでた場合は、B へ「指導」を与える。組手争いの延長や攻撃動作の無い動きで両者場外へ出た場合は双方に「指導」を与える。
- ・受が寝技の攻防で場外に逃げた場合、受に「指導」を与えるのか？
⇒ 受けが試合場から場外へ這い出すなど、寝技の攻防でなく明らかに場外へ逃げた場合は「指導」を与える。

【ジェスチャー・態度】

- ・3 人制では副審は場外のジェスチャーはなるべくせず、場内外の判断は主審に任せるべきか？
⇒ 通常は場外に出た場面での「待て」は、副審が一々場外のジェスチャーをせずに主審主導で行えば良い。しかしながら、場内外の判断が微妙な場所で、尚且つポイントがあったかどうかを判断しなければならない場面では、まず副審が場内外のジェスチャーをはっきりと行い、それを見て主審がジャッジすることが望ましい。意見が違ふ場合は必ず合議をして判定を下すこと。

【帯から下への攻撃・防御】

- ・帯から下に少し触れたときの判断はどうか？
⇒ 触れた程度であれば、「反則」とはならない。明らかに帯から下への攻撃・防御と 3 審判員(審判委員がいる場合は 4 者)とも認めた場合「反則負け」を与える。

・ 巴投を受けた選手 A が技をかけた選手 B の足を持った場合、「反則」となるか？

⇒ 「投技」が継続しているか、「寝技」へ移行しているかによって判断する。例えば俗称「跳び十字」の場合、「投技」ではなく「寝技」へ移行するための技術であるため、受けがどのように倒れてもスコアは与えない。故に「跳び十字」を受けた選手が立ったままで飛んできた相手の脚・足を持っても「反則」ではない。

・ 帯から下への攻撃防御のケースで、主審が見えない、故意ではなく触れた程度であれば「OK」か？

⇒ 故意か故意ではないかではなく、帯から下への攻撃防御があったのか、無かったのかで判断する。例えば体を捨てての「腋固」の場合等も故意、故意ではないに関係なく判断する。1 審判員から「見えなかった」で 100%意見が一致しなかったとして判定してはいけない。明らかに反則を確認できた審判員は合議でしっかりと意見し 3 者で結論を下す必要がある。勿論、審判委員がいる場合は意見を求めなければならない。

【ベアハグ】

・ ベアハグを掛けられた選手が切り返して投げた場合は「投技」を優先するのか、ベアハグを掛けた選手への「指導」を優先するのか？

⇒ 切り返した投げ技のポイントを優先し「指導」は与えないが、「技あり」以下のポイントで、且つベアハグを掛けた選手が「指導 3」の場合、ベアハグの「指導」で「反則負け」となるため、合議して「反則負け」を優先する。

【ブリッジ】

・ ゆっくりとした速さで頭をついたブリッジの姿勢の場合も「一本」なのか？

⇒ スピードの問題ではなく、頭から着地しブリッジの姿勢になったものを「一本」とみなす。これは、「危険な防御方法を青少年が真似て重大事故をおこさないこと」を目的としている。

【少年大会申し合わせ事項】

・ 足を交差していれば、「三角絞」をしていると判断してよいのか？

⇒ 足を交差した後、絞まっているのかを見極める。また、審判団が安全か、危険かで判断を下し、危険と判断した場合は「待て」をかける。

【その他】

・ コンタクトレンズが入らない、見つからない時はどう対応すればよいのか？

⇒ 長引くようであればコーチにコンタクトを渡す等して試合を再開させる。

・ 帯の結び目が緩んでいる選手への対応はどのようにすべきか？

⇒ すぐに帯から柔道衣が出てしまったり、解けてしまったりするようであれば、結び直させる。しっかりと帯を結ぶように促しても、何度も同じ結び方しかせず、遅延行為と判断した場合には「指導」を与える。

・ 試合開始線がなくなった場合、どちらのポイントなのか判りにくい場合、どこを指せばよいのか？

⇒ 試合開始時に選手が立つ位置を示す。

【事例検証】

以下の事例の場合、主審・副審・審判委員等がそれぞれの立場で、どう判断し、どう対処すれば良いか検証しましょう。

事例：1

＊前提 試合時間3分、団体5人制、タイマーの十の桁が消えるトラブルがこの試合以前に何度かあった。

先鋒戦は赤の「技あり」勝ち、次鋒戦は白の「一本」勝ちで1対1の状態

★中堅戦、2分30秒過ぎに赤が白を倒し（投技のポイントなし）、その後「抑え込み」が宣告される。

「抑え込み」時間が9秒で「解けた」を宣告した時に試合終了のブザーが鳴る。

主審・副審で合議が行われ、「技あり」を宣告し赤の勝ちとした。

★副将戦の試合中に審判長が審判委員に「9秒で技あり」としていなかったか確認したところ、合議に入っていない為、不明との回答。

副将戦の試合を中断することを避け、継続した結果、白が「技あり」を先取するも逆転で赤の「一本」勝ちとなり3対1で赤チームの勝ちが確定。

★副将戦終了後、審判長が審判委員・主審・副審を集め、時計係に確認したところ「抑え込みは『解けた』の宣告時点で9秒であり、試合終了のブザーは抑え込み継続中に3分を超えていた為に解けた後直ぐに鳴った」とのことで誤審が発覚した。

★審判長が赤チームに中堅戦の「引き分け」への訂正を申し入れたが、抑え込みの前に倒した技が「技あり」であったと解釈していた赤チームが訂正を受け入れなかったため、そのまま大将戦が行われ白が「有効」で勝ち、3対2で決着した。

事例：2

＊前提 試合時間5分、団体5人制、副将戦までは白の「技あり」で1対0である。

赤チームは第1試合場からこの試合のため、第4試合場へ移動している。

選手の配列は試合毎に変更可能である為、試合開始前の整列時に掲示板の名前とゼッケンの名前を確認（副審）することとなっている。

★大将戦の試合中、赤のゼッケンの名前と掲示板の名前が違っていることに審判委員が気づき、確認するために試合を止めようと立ち上がる。

審判委員の動きに気付いた一人の副審が立ち上がり、中断を求めた時に赤が技を掛け、白を投げた。主審が「一本」を宣告した。

★合議が行われ、掲示板と名前の違いを確認したところ、選手配列は提出されていたが、試合場を移動する際、引継ぎミスで掲示板が修正されていなかったことが解り修正した。

★審判委員が試合の中断を求めていたとの理由で「一本」は無効と判断、「一本」の訂正動作もないまま試合が再開され、白が一本勝ちし2対0となった。

全柔連発第 28-0083 号
平成 28 年 4 月 18 日

都道府県柔道連盟（協会）会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員長 西田 孝宏
(公印省略)

国際柔道連盟試合審判規定 (IJF 審判ルール) の変更について

平素より柔道の普及・発展のために積極的な審判活動を推し進めて戴きまして深く感謝致します。

さて、IJF 審判ルールに関しましては、本年開催されるリオデジャネイロオリンピックまで、大きな改訂・改正をしないこととしておりましたが、2015 年 1 月にスペイン【マラガ】で開催されました「IJF 審判セミナー」におきまして、その改正点が示され、「IJF ルール (2014-2016) テクニカルアセスメント (IJF ルールの修正)」に纏められ、各国の柔道連盟に公布されました。更に、本年 1 月末、講道館で行われました審判セミナーにおきまして、その一部に更に若干の修正が加えられ本年行われるオリンピックへ反映されることとなりました。

全日本柔道連盟審判委員会におきましても、改訂されたルールが、リオデジャネイロオリンピックにおける正式な規定として運用されることから、できるだけ迅速にその情報を発信させて戴くこととなりました。

そこで、上記「IJF テクニカルアセスメント【和訳版】*特に肩三角固めにつきましては、大きな改正点ですのでご留意下さい」を送付するとともに、全日本柔道連盟ホームページにもアップ致します。また同時に、「(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定 (和訳ガイド付き)」の若干の修正 (全日本柔道連盟 HP へ記載) も加えましたので下記に記載させて戴きます。各都道府県柔道連盟審判委員会へのご連絡、所属審判員への普及・徹底を宜しくお願い致します。

記

(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】における削除、訂正

◆第 9 条 試合の場所 (場内) ◆

試合は、試合場内で行うものとする。投技の動作は、両方の試合者が試合場内にいること。
~~少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない。両試合者が、ともに試合場外にいる場合に施されたいかなる技も無効とする。~~

~~一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、全ての動作が有効であり、試合は継続される。(「待て」は宣告しない)~~

例外

- a) 一方の試合者のみが試合場内にいる状態から投技を施し、技を施す過程で両試合者ともに試合場外に出た場合、投技に継続性があるときは技の評価対象とする。
類似する例として、一方の試合者のみが試合場内にいる状態で、試合場内の試合者

が投技を施し、試合場外にいる試合者が瞬時的に返し技を施した場合、その動作に継続性があるときは技の評価対象とする。

- a) 寝技では、試合場内で抑え込みが宣告された場合、試合場外に出ても抑え込みは継続される。
- b) 投技が試合場で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。寝技の際、受が上述されている技を返した場合、継続性があればその技も認められる。
試合場内で技が始まった関節技、絞技に効力が見られる場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

◆第 19 条 試合の終了◆

1. 主審は、本条項に記載されている状況となったとき、「それまで」と宣告し、試合を終了させる。「それまで」と宣告したとき、主審は、試合者がその宣告に気付かずに試合を続けることのないよう、常に試合者を視野に入れておく。

主審は、必要に応じて、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

主審が第 8 条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり、礼をした後、試合場横の定められた安全地帯から退場する。

試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。

試合場内では柔道衣を脱ぐこと、あるいは帯を解いてはならない。

2 名の副審は、主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、主審と副審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。~~その後は試合結果を変更できない。~~

(追加) 審判員が試合場を降りた後でも、結果に誤りがあり、その原因が明らかに人為的なミス(タイムキーパーの記録違いなど)である場合は、試合者を再度試合場にあげて勝者宣告のやり直し、もしくは GS からの試合再開ができることとする。

審判委員会の委員がその間違いに気付いたとき、訂正を指示するために主審、副審を呼ぶことができる。

主審と副審による三者多数決によって判断され、全ての動作や判定が、審判委員会の委員によって合意を受けた場合、その判定は最終的なものであり抗議は許されない。

【問い合わせ先】

メールアドレス shinpan@judo.or.jp

FAX 03-3818-5447

以上

【質問】

平成 28 年 4 月 18 日付の都道府県柔道連盟（協会）会長宛ての審判委員会からの通知文章にて、(2014－2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】における削除、訂正が、以下の様に行われましたが、第 9 条の削除について、その経緯と解説をして戴くことはできませんか？

◆第 9 条 試合の場所（場内）◆

試合は、試合場内で行うものとする。投技の動作は、両方の試合者が試合場内にあること。

~~少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない~~《注 1》。両試合者が、ともに試合場外にいる場合に施されたいかなる技も無効とする。

~~一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、全ての動作が有効であり、試合は継続される。（「待て」は宣告しない）~~《注 2》。

例外

a) ~~一方の試合者のみが試合場内にいる状態から投技を施し、技を施す過程で両試合者ともに試合場外に出た場合、投技に継続性があるときは技の評価対象とする。~~

~~類似する例として、一方の試合者のみが試合場内にいる状態で、試合場内の試合者が投技を施し、試合場外にいる試合者が瞬間的に返し技を施した場合、その動作に継続性があるときは技の評価対象とする~~《注 3》。

b) 寝技では、試合場内で抑え込みが宣告された場合、試合場外に出ても抑え込みは継続される。

c) 投技が試合場外で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。寝技の際、受が上述されている技を返した場合、継続性があればその技も認められる。

試合場内で技が始まった関節技、絞技に効力が見られる場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

【回答】

(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】の発刊時直前までは、上記 9 条、例外 a) の示すとおりでありました。

しかしながらその解釈が、2015 年開催の「スペイン・マラガにおける IJF 審判セミナー」で以下の通り変更になり、その後 2016 年 1 月末の「講道館における IJF 審判セミナー」においても改めて確認されました。

『片足、もしくは両足が試合場外のケース』



写真①



写真②

- 青の選手が写真①のように自ら場外に出た場合は、青の選手に「指導」が与えられる。
白の選手が故意に青の選手を押し出した場合は、白の選手に「指導」が与えられる。
- 写真②のように、青の選手の片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない場合は、青の選手に「指導」が与えられる。

《注 1》の削除理由

第 9 条の削除の部分『少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない』につきましては、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まらなければなりません。【試合場内に選手がいると判断される定義】

《注 2》の削除理由

『一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、・・・』につきましても、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まらなければならないことになりますから、上記『 』内の表現は矛盾してしまうことになります。

《注 3》の削除の理由

『一方の試合者のみが試合場内にいる状態・・・』ということは、他方の選手は、そもそも場外にいることになります。いわば写真①の状態になります。写真①の青、白選手の何れかの不可抗力でこの状態になってしまえば「待て」を宣告し、その事由によって青あるいは白の選手に「指導」を与えなければなりません。

従いまして、この状態から一方の選手が技を施しても無効であることは一目瞭然です。

勿論、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まれば、技が施された過程で両試合者ともに試合場外に出た場合も、更に、その後に瞬間的に返し技が施された場合も、投技に継続性があるときは技の評価対象とすることは、従前とおりであります。

1. テクニック（技）の価値

「一本」にもっと価値を与える。背中が畳につく際に本当のインパクトがある場合にのみその技を一本とみなす。倒れた時に巻き込まれて本当のインパクトがない場合は一本とは考えない。

（解釈）側面から着地してローリングして背中が着いた場合は最高で「技有」。韓国式背負の場合、体側がついてからのローリング状態であれば最高で「技有」とする。

◆スーパー一本

内股や払腰などの技で技が切れすぎて相手がやや回転し過ぎて、背中の一部のみが畳に着いた場合、「スーパー一本」として一本を与える。この場合、受が自ら回転して回り過ぎていてのか、取の技が切れ過ぎて（受はなにもできずに）回転しているのかを見極めることが重要。回転しないで背中の一部のみが畳についた場合は「一本」は与えない。

◆「有効」の定義

選手が相手をコントロールして投げて体の上部側面が着地した場合は「有効」とする。

（解釈）上部側面と定義されているため、下半身が側面であろうが、うつぶせ状態であろうが、上部側面がハッキリと畳に着いた場合は「有効」

※ 体側から落ちた場合、腕が前に伸びて体が地面に垂直な場合は有効。限りなく腹ばいに近い状態、もしくは腹ばいの状態はノースコア。肘で着地し肩が地面に着いていない状態はノースコア。

※ 肘（の上に自身の体があり）と同時に肩が地面に着いている状態は「有効」。受の腕が着地した体側の外側（背中側）にある場合はノースコア。

最初にしりもちをつき、その後の別のアクションで背中を着けた場合は有効ではない。（古い規定では「効果」二つの別のタイミングとなるため「有効」ではない。

しりもちをついた後に同じアクション（続いた場合）であれば有効とする。

2. ブリッジの姿勢での着地

ブリッジの姿勢で着地した場合はすべて「一本」とみなされる。選手が相手の技からブリッジを使って逃げることはなく、そして頸椎に対する危険性をなくすために、選手の安全を考慮してこの決定がなされた。

頭が畳について、足がつく前に頭が離れたとしてもブリッジとみなす。（一本）

ブリッジの着地の姿勢ではなく、背中から着地することを防ぐためにアーチを描いた行為は一本とする。今まではブリッジの定義は「頭と足が畳についてアーチを描いた場合」だったが、これからは足がついていようが、頭が離れていようが、肩がついていようが、背中からの着地を防ぐために描いたアーチ状の姿勢はブリッジとみなす。

柔道は安全なスポーツであるということを世界に伝えなければならない。16歳の若い選手が首から着地して車椅子生活になるようなことは避けなければいけない。

3. 罰則

1つの試合において、3つの「指導」があり、4つ目の「指導」は「反則負け」となる。

「指導」は相手の選手にスコアを与えない。技によるポイントのみがスコアとして表示される。「指導」は受けた回数のみが表示される。試合の最後にスコアが同等の場合、「指導」が少ない選手が勝者となる。

スコアも「指導」も同等の場合、時間無制限のゴールデンスコアへ続くが、最初に「指導」を受けた選手が敗者となる。または、最初に技によるスコアを得た選手が勝者となる。

◆「指導」を与える場所について

1. 指導を与える際には開始線に戻らないでその場で与える。選手は1, 2歩下がったり少しだけ位置を変えることは可能だが（全くそのままではいけないということではない）今までのように歩いて呼吸を整えたりすることはできない。
 2. 場外に出て指導が与えられる場合は開始線に戻る。
 3. 寝技の際に指導を受けた場合は一度立ち上がって開始線に戻ってから指導が与えられる。
 4. 指導を与える流れ
 - ① 指導を与える反則が発生
 - ② 主審が「待て」を宣告
 - ③ 試合者はその場で組み手を離し（もしくは立ち上がり）、少し間合いを開けて向き合った状態になる
 - ④ 主審が指導を与える（指導を宣告する前にはジェスチャーでその理由を示す）
 - ⑤ 主審が「始め」を宣告→試合再開※場外に出たり、帯がほどけたり、寝技がこう着状態となり「待て」が宣告された場合、選手は試合場中央に戻り、主審が「始め」を宣告する。（従来どおり）
- 4回目の指導（「反則負け」）は開始位置に選手が戻ってから与えること。

4. 以下の場合、「指導」の罰則が与えられる

◆ 組み手について

- ① 両手を使って相手に組まれないようにする行為。
- ② 自身の襟を腕や手で隠す、握るなどの行為で相手が組みに行くのを妨害する。
- ③ 袖口のピストルグリップやポケットグリップをした場合は直ちに攻撃しない場合。グリップした瞬間攻撃に移らないと「指導」。（今までは時間を与えすぎていた。これからは厳しく指導を取る）
- ④ ポケットグリップは袖口部分を握った場合をいう。袖口以外の袖をポケットグリップの形で握ることは問題ない。
- ⑤ 組み手争いのなかで2回組み手を切った後、3回目に切った場合は指導。組み手を切って技を仕掛けたりする場合は問題ないが、組み手を切るだけの行為を繰り返した場合はネガティブ柔道となり指導が与えられる。（3回切って指導が与えられた後にもさらに組み手を切るだけの行為をした場合には数に関係なくネガティブ柔道とみなされ指導が与えられる。
- ⑥ 両手を使って相手の組み手を切る行為は指導。
- ⑦ 右組と左組の場合、引手を宙に浮かせて組まない場合、指導。
- ⑧ 自身の引手の手首にもう一方の手をおいて組み手を切る行為は指導。（両手を使って組み手を切ると同じ行為であると判断）
- ⑨ 片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る行為は指導。（両手で切る行為と判断）
- ⑩ お互いが組み手を切りあった場合、同じ行為が繰り返された場合は両者に指導。
- ⑪ 相手の組み手を強くはたく行為は指導。
- ⑫ 片襟、クロスグリップ、帯を持つなどの組み手で「直ちに」攻撃しない場合は指導。（これまでは、時間的な猶予を与えすぎていた）
- ⑬ クロスグリップの状態から見せかけの内股（内股を仕掛け、ケンケンしている状態）は、本当の攻撃とはいえないので最初は「待て」を宣言し、2回目は「指導」。
- ⑭ 相手を押して腰を曲げた状態にさせる行為は押している選手に指導が与えられる。（攻撃をしないで押し倒しているだけの状態の場合）
- ⑮ 足を使って組み手を切る行為は指導。

◆ 場内外について

- ① 場内で技を掛け合うことを目的としている。意味もなく場外に出た場合は厳しく指導を与える。
- ② 片足が出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らないと指導が与えられる。
- ③ 片足が出て偽装攻撃をした場合には指導が与えられる。
- ④ 攻撃などのアクションのないまま両足が場外に出た場合は指導。
- ⑤ 相手を押して場外に出した場合は、押した選手に指導が与えられる。（押しているだけで攻撃をしていない場合）
- ⑥ 相手に技を掛けられて場外に出た場合は指導ではなく「待て」
- ⑦ 場内で始まった攻撃は、立技・寝技共に一連のアクションであれば場外に行っても継続される（今までと同じ解釈）。一連のアクションが続いている限りは場外での返し技等も有効とする。
例：場内でケンケン内股をかけて両者が場外に出た後、受けが返し技で取りを投げた場合はスコアになる。
- ⑧ 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に指導を与える。

◆ その他について

- ① 自分で自分の柔道衣を帯から出す行為は指導。
- ② 相手の上着が帯から出ている状態のときに、裾部分を握ったら直ちに攻撃しなければ指導が与えられる。
- ③ 奥襟などを持ってプレッシャーのみを与える場合、指導。※この規定は今までもあったがほとんど適用されていなかった。これからは厳しく適用する。このような柔道をする選手は、指導で勝とうとする選手が多いがそれは正しくない。ただし、奥襟を持たれている方が明らかに防御姿勢である場合は、その選手に指導。
- ④ 自身の脚を相手の脚の間に入れる状態は、繰り返し行う場合は指導。
- ⑤ ベアハグについて、組み手を持たず相手の選手に直接抱きついて投げる行為は1回目から「指導」。少なくとも受・取に関係なくどちらかが片手で組んでいるときは指導は与えられない。
- ⑥ 偽装攻撃に関しては、過去には指導を与えるのが緩い場面もあったが、今後は厳しく指導を取っていく。

5. 以下の場合、「反則負け」の罰則が与えられる

立ち技の際、片手、または両手、もしくは片腕、または両腕を使って相手の帯から下を攻撃する、またはブロックする全ての行為は反則負けとなる。脚を掴んでいいのは、両選手が立ち技からクリアに寝技の姿勢になった場合のみである。

※肘で足をブロックする行為も反則負け。（足を掴んでいなくてもブロックしているということで反則負け）

6. 抑え込み、関節技、絞め技

- ① 抑え込みが場内で宣告された場合は、試合場から両選手が出てても抑え込みは継続される。
 - ② 抑え込みのスコアは、有効10秒、技有15秒、一本20秒とする。
 - ③ 投技が場外で決まって、そのまま場外で直ちに一人の選手が抑え込み、絞め技、関節技を施した場合、それらの技は効力があるとみなされる。寝技の時に、受が反撃をして上記の寝技のテクニックを施した場合、それが継続的で（動きが）連動している場合は効力を認める。
 - ④ 関節技と絞め技が試合場内で始まり、相手の選手に対してその効果が認められる時、選手が場外に出ててもそのまま続行される。
- 例：場内で「抑え込み」を宣告後、抑え込みの状態のまま両者が場外に行き、そこで受が鉄砲で返して直ちに取を抑え込んだ場合は「解けた、（受の）抑え込み」を宣告。
- 例：場内で「抑え込み」を宣告後、抑え込みの状態のまま両者が場外に行き、そこで抑え込んでいる方が関節技に移行し、相手が参ったした場合は関節技による一本となる。
- 例：場内でかけた背負投が場外で決まり「有効」もしくは「技有」を宣告後、投げた選手が投げられた選手に関節を極められ参ったをした場合は一本となる。

7. 抑え込み

抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」又は「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」あるいは「上四方固」、「裏固」のような形にならなければならない。

※これまでは、「後袈裟固」の状態が相手の反撃によって顔や胸が上（天井側）を向いたり脚の位置が変わった程度で「とけた」となり、再度形が整えば「抑え込み」を宣告する場面が度々見られたが、コントロールしていることに代わりはないので今後はこのような場面でも「抑え込み」は継続させる。

8. 第27条

- 13) と17) について厳しく取り締まられる。
- 絞め技は自身、もしくは相手のベルトや上衣の裾、指だけを使用しての絞め技は許されない。
- 13) 帯の端や上衣の裾を、相手の身体の中の部分にでも巻きつけること。(IJFは14項)
- 17) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞め技を施すこと。(IJFは18項)

9. カデ-U18

カデの選手が関節技を施すことを許可する。

カデの選手が、絞め技によって意識を失った場合、その選手はその大会は試合をすることはできない。この年代の選手に多くの試合をさせる機会を与える為に、ダブルレペチャージ、もしくはその他のシステムを適用する。

10. 礼

畳に上がる際、(二名の)選手は同時に試合場入り口に歩いて行き、お互いに同時に礼をする。

試合開始前に選手は握手をしてはいけない。

選手が試合場を降りるとき、選手は柔道衣をきちんと着用していなければならない。試合会場を出て行く時に、いかなる柔道衣の部分もあるいは帯も脱いではいけない。

1 1. 試合時間

ゴールデンスコアの時間制限はなし。（判定は取りやめ）
シニア男子—5分
シニア女子—4分
ジュニア・カデー変更なし

1 2. 前日計量

シニア並びにジュニアの公式計量は、試合の前日に行われる。

ランダムに選出した選手に対して、公式計量と同じ方法で大会当日朝の初戦の前に体重チェックを行う。選手の体重が、階級の公式体重上限より5%以上であってはいけない。例えば100キロ級の選手は、柔道衣なしの状態で105キロが最大の体重である。（改訂される可能性あり）

カデの計量に関しては、大会当日の朝に行う。

団体戦の計量については、大会の前日に行う。個人戦に出場していない選手は、自身の階級体重内であること。個人戦に出場した選手に関しては2キロまで許容範囲とする。

1 3. 柔道衣

柔道衣サイズの計測システムについて、より正確な測定手順を行うこととする。

両袖が前ならえした状態で手首にかかっている状態でなければいけない。（横に伸ばした上体ではなく前ならえした状態）

胸骨から合わせまでが10cm以内。合わせの前身が20cm以上。

2015年には柔道衣の素材が軽くなる方向。詳細は未定。※国内は全柔連の規定を確認のこと。

1 4. 大会当日の選手の呼び出し

今までは、選手が試合時間に現れない場合に名前を1分間隔で3度ほど呼び出していたが、今後は厳しくしていく。選手が試合場に上がった時点で対戦選手が試合場にいない場合、スコアボードでカウントダウン（30秒）を始める。30秒たっても対戦選手が現れない場合は、不戦勝となる。

1 5. 試合結果について

審判員が試合場を降りた後でも、結果に誤りがあり、その原因が明らかに人為的ミス（タイムキーパーの記録違い）である場合は、試合者を再度試合場にあげて勝者宣告のやり直し、もしくはGSからの試合再開ができることとする。